

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女がともに参画できる社会への意識づくり

男女共同参画に関する各種啓発活動を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じた男女共同参画を推進する教育を充実し、男女共同参画社会への市民の理解を深めます。また、女性に対するあらゆる暴力についての予防と根絶のための支援体制の確立に努めます。

基本目標Ⅰ

男女がともに参画できる社会への意識づくり

- 方針1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実
- 方針2 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実
- 方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

方針1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

〔現状と課題〕

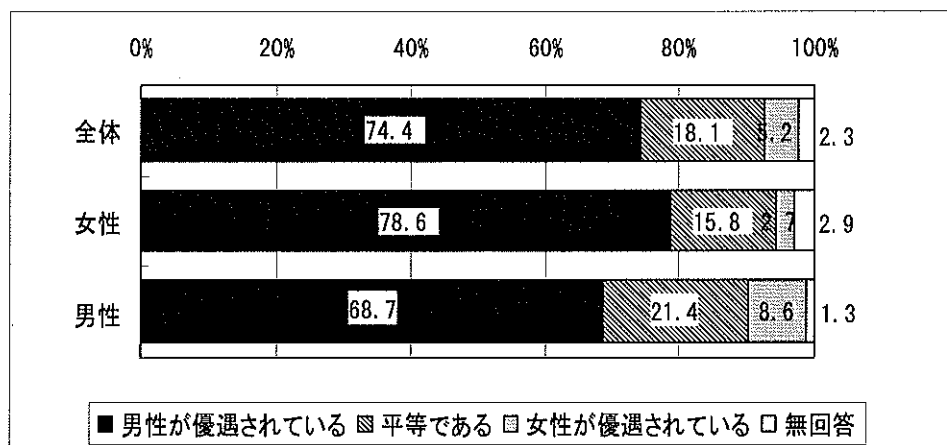
男女共同参画社会の形成は、まず個人としての尊厳が尊重されることが大前提となります。このため、人権についての正しい理解を推進するとともに、市民の人権意識を高める啓発活動を充実させる必要があります。

アンケート調査（平成17年12月実施「男女共同参画に関するアンケート調査」）によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が残っており、男女平等を実現するうえでひとつの大きな障害になっていると考えられます。

本市においては、人権問題に関する啓発活動や人権を侵害された場合の相談事業をはじめ、学校や生涯学習の場で人権に関する教育を実施しています。

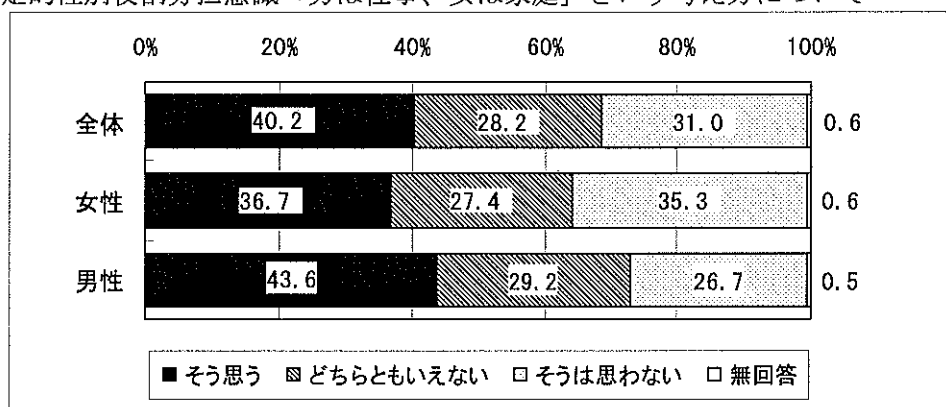
今後も児童生徒をはじめ一般市民の人権問題に対する正しい理解を深め、さらなる人権意識の高揚を図る必要があります。

図1 社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思うか



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

図2 固定的性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向1 人権啓発の充実

男女がともに性別に関わりなく個人として人権が尊重されるよう、人権に関する相談事業、啓発活動、学習講座などの充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
人権に関する啓発活動の推進	人権啓発講演会を年2回開催します。また、人権問題に関するパンフレット等を作成し、啓発活動を推進します。	市民課 福祉総務課
人権教育の推進	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。	学校教育課 社会教育文化課
人権相談窓口の充実	人権擁護委員による人権相談窓口を月3回開設します。	市民課

施策の方向2 男女共同参画意識の高揚

男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発活動を充実します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	市報、ホームページ等を活用し、啓発活動を推進します。	企画課 秘書広報課
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会の実現をテーマにフォーラムを開催し、男女共同参画に関する市民の意識啓発を推進します。	企画課
広報物のガイドラインの作成	市（行政）の発行する刊行物においてかたよった用語・表現のないようガイドラインを作成し、その活用を図ります。	企画課 秘書広報課

方針２ 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

〔現状と課題〕

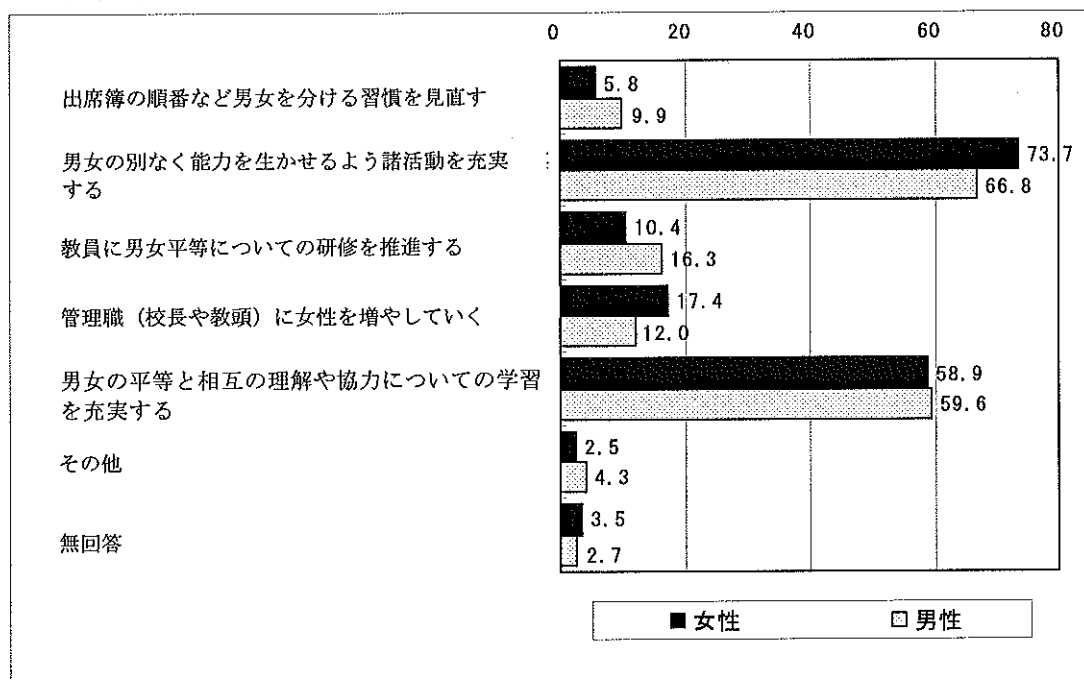
男女共同参画は、家庭、地域、社会全体のあらゆる場面で実現される必要があります。そのためには、すべての市民が男女共同参画について学習し、理解を深めることが重要です。

アンケート調査によると、男女平等の人間関係をつくるために学校教育で必要なことについては「男女の別なく能力を生かせるような諸活動を充実する」「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が多くなっています。

本市では、学校、幼稚園、保育園の教職員等指導者を対象に研修を行い、子どもの成長過程、発達段階に応じて男女平等、相互理解、両性の自立について指導しています。学校においては、各教科をはじめ、道徳や特別活動、総合的な学習の時間において日常的に男女平等を推進する教育を実施しています。また、幼いときから男女平等意識を形成することは、男女共同参画社会の確立にとって大切なことです。

教育、保育の場において慣習や伝統からくる固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女平等を推進する教育の視点に立った学習機会を整備し、家庭教育学級等の生涯学習の場においても、男女共同参画社会の実現に向けて学習機会や内容の充実を図ることが重要です。

図３ 男女平等のための学校教育のあり方



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向1 男女平等を推進する教育の充実

子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
学校等における男女平等を推進する教育の充実	学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間や幼稚園・保育園における男女平等を推進する教育の充実を図ります。	学校教育課 児童福祉課
教職員等指導者に対する研修の実施	教職員等指導者を対象に、男女平等についての研修を実施し、その実践に努めます。	学校教育課 児童福祉課
保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	保護者を対象とする講演会等を実施し、家庭、子育てにおける男女共同参画の必要性についての意識を高めるよう働きかけます。	学校教育課 児童福祉課

施策の方向2 男女共同参画に関する学習機会の充実

生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう学習機会の充実を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
男女共同参画に関する講座の実施	家庭教育学級等、男女共同参画に関する講座を開催します。	社会教育文化課
市民向けの出前講座の実施	男女共同参画意識の醸成を図るため、希望する市民に対して、出前講座を実施します。	企画課
図書館における男女共同参画に関するコーナーの充実	男女共同参画に関するコーナーを設置し、図書の充実を図ります。	図書館

方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

[現状と課題]

女性に対する暴力には、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等、男性が優位に立ち女性はそれに従うものであるという誤った社会的認識があると考えられています。暴力は、被害者に恐怖と不安を与え、自由を束縛し、自信を喪失させ、さらに従属的な状況に追い込む犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき大きな課題としてその根絶に向けた努力が必要です。

アンケート調査によると、配偶者等から*『何らかの暴力を受けたことがある』と回答した人は、女性で27.4%、男性で12.0%です。そのうちの63.1%の人は、「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答しています。配偶者等からの暴力の被害が深刻になる前に、被害者が一人で悩まず、早期に問題解決できるよう関係機関と連携し、相談体制を充実していく必要があります。

また、配偶者等からの暴力、いわゆる*¹ドメスティック・バイオレンス（DV）だけでなく、*²セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、*³パワー・ハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力の根絶のために、市民の認識を高めることが重要です。

* 何らかの暴力を受けたことがある：全体から「そのようなことはなかった」（女性64.1%、男性73.3%）と「無回答」（女性8.5%、男性14.7%）を除いた回答

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためである。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

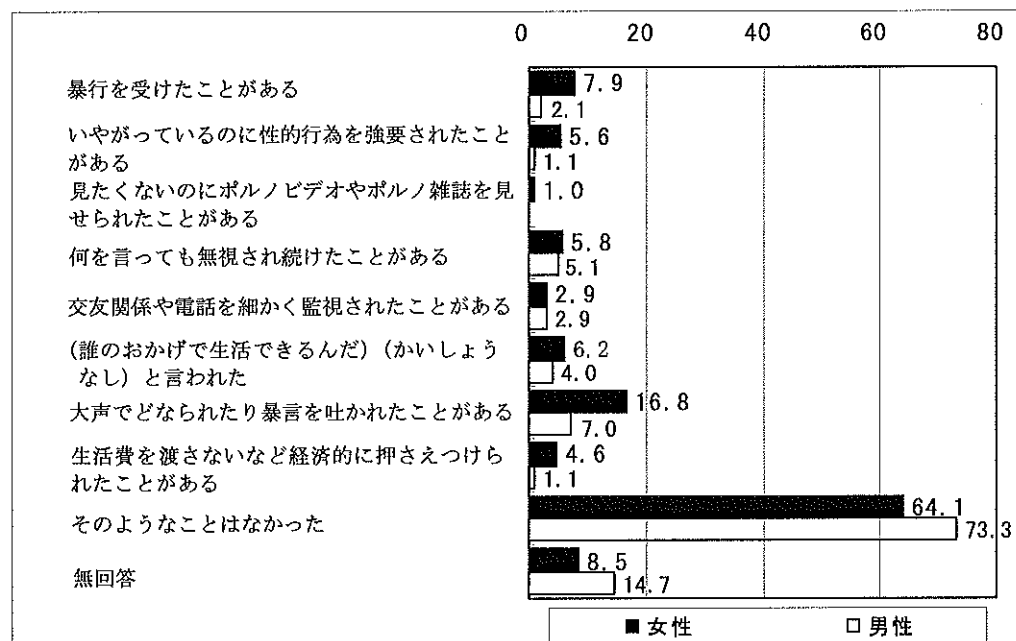
※2 セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」という意味で用いられる言葉である。労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、男性が行うこと。

※3 パワー・ハラスメント

「権力いやがらせ」という意味で用いられる造語である。会社などで職権などのパワーを背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

図4 夫または妻や恋人からの暴力を受けた経験



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向 1	女性等に対する暴力を予防するための社会的認識の徹底
----------------	----------------------------------

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関するパンフレットを配布し、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する市民の意識を高めるため、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。	児童福祉課 企画課
セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等の予防に関する広報、啓発活動の推進	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となるあらゆる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	企画課

施策の方向2 被害者の支援体制・相談窓口の充実

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者を対象とする相談窓口の充実や被害者女性の保護や自立支援対策を充実し、被害者がひとりで悩まず、被害が深刻になる前に相談を受け、問題解決ができるよう関係機関と連携し、施策の充実を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
ドメスティック・バイオレンス（DV）等に関する相談体制の充実	女性相談センター、福祉事務所、警察等関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者の相談事業を実施します。	児童福祉課
被害者女性の保護・自立への支援	ドメスティック・バイオレンス（DV）の内容により、被害者を一時保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。	児童福祉課